

令和2年4月10日

保護者様

川崎市教育委員会事務局
川崎市立新城小学校校長

学校の「居場所」利用者へのお願い

この度、国の緊急事態宣言を受け、文部科学省のガイドラインの内容及び神奈川県実施方針を踏まえ、感染拡大防止のため次のケースに該当する保護者の児童を居場所申し込みの対象とさせていただきます。つきましては、お手数をお掛けしますが、居場所を利用希望される方は申し込み用紙をご確認していただき、再度、利用日初日に提出していただくようお願いいたします。

(家庭保存用)

下記の表の利用予定日に○をつけてください

【居場所のみ利用】 8時30分～12時00分

※わくわくプラザは利用しない児童の下校は、安全を確保するために12時00分に一斉に行きます。

【居場所とわくわくプラザ利用】 8時30分～13時00分

※給食は実施しないので、わくわくプラザを利用する児童はお弁当を持たせてください。

日時		居場所のみ利用	居場所と わくわくプラザ利用	日時		居場所のみ利用	居場所と わくわくプラザ利用
4/13	月			4/23	木		
4/14	火			4/24	金		
4/15	水			4/27	月		
4/16	木			4/28	火		
4/17	金			4/29	水		
4/20	月			4/30	木		
4/21	火			5/1	月		
4/22	水						

【利用にあたってのお願い】

- ・利用予定日に変更が出た場合は、必ず学校に連絡をお願いします。
- ・利用前の健康観察と「健康チェック表」の記入をお願いします。
- ・早退する場合は、お迎えをお願いします。

【13時から引き続きわくわくプラザを利用する場合】

- ・直接わくわくプラザへ「特別利用・申出書」を提出してください。
- ・お弁当の用意をお願いします。

別紙 4月13日以降の回答用紙（学校提出用）

_____ 学校	_____ 年	_____ 組	
児童名 _____	保護者名 _____	印 _____	
緊急時の保護者連絡先① _____		② _____	

(1) 利用する方は□にチェック又は記載してください。

「特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情がある」という理由かつ、次の該当する理由にチェック又は記載してください。

- 保護者が医療従事者
- 保護者が社会の機能を維持するために就業することが必要
- ひとり親家庭などにより保護者が仕事を休むことが困難
- 障害があることにより児童が自宅で一人で過ごすことが難しい
- その他（理由をお書きください）

理由

(2) 下記の表の利用予定日に○をつけてください。

【居場所のみ利用】 8時30分～12時00分

※わくわくプラザは利用しない児童の下校は、安全を確保するために12時00分に一斉に行きます。

【居場所とわくわくプラザ利用】 8時30分～13時00分

※給食は実施しないので、わくわくプラザを利用する児童はお弁当を持たせてください。

日時		居場所のみ利用	居場所と わくわくプラザ利用	日時		居場所のみ利用	居場所と わくわくプラザ利用
4/13	月			4/23	木		
4/14	火			4/24	金		
4/15	水			4/27	月		
4/16	木			4/28	火		
4/17	金			4/29	水		
4/20	月			4/30	木		
4/21	火			5/1	金		
4/22	水						

※わくわくプラザを利用する場合には、お弁当を持参します。